



# 金 沢 市 公 報

第2641号の2

平成21年(2009年)12月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●告 示		○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について	11
○物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について	1	(環境指導課)	
○役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について	3	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の廃止について	11
○地縁による団体の認可について(6件)	7	(建築指導課)	
○地縁による団体の認可について(6件)	7	○開発行為に関する工事の完了について	11
(市民参画課)		( )	
●公 告		○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて	11
○土地区画整理組合の理事の就任について	10	(農業委員会事務局)	
(市街地再生課)		●監査公表	
		○監査公表(第17号)	12
		(監査事務局)	
		●公営企業公告	
		○下水道排水設備工事業者の指定について	14
		(企業総務課)	

## 告 示

### ●金沢市告示第270号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する物品の購入又は売払い等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成22年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成19年告示第274号(物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)は、廃止します。

平成21年12月1日

金沢市長 山 出 保

#### 第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定されたものとします。

#### 第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (2) 第4に規定する資格審査申請書の提出日(以下「提出日」という。)までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税(所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。)を完納している者

#### 第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項について行うものとします。

- (1) 本市内に本店を有する者 客観的事項及び主観的事項

(2) 本市外に本店を有する者 客観的事項

2 客観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 営業年数
- (2) 年間平均販売高
- (3) 自己資本額
- (4) 自己資本比率
- (5) 流動比率
- (6) 従業員数

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 指名停止状況
- (2) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (3) 金沢市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況、同法第13条に規定する基準適合一般事業主認定状況及び金沢市「子育てにやさしい企業認証」の取得状況
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況、金沢市正社員転換促進奨励金の交付状況及び金沢市中小企業雇用安定化奨励金の交付状況
- (6) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

#### 第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦偶数年の1月8日から同月25日までに資格審査申請書を市長に提出してください。

2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。

- (1) 客観的事項 西暦奇数年（資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦奇数年に限る。以下同じ。）の10月1日の直前の営業年度の終了の日
- (2) 主観的事項 西暦奇数年の12月31日

4 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

書類番号	添付書類	摘 要	
1	営業品目調書		
2	物品納入実績調書		
3	国税に係る納税証明書	法人	法人税、消費税及び地方消費税
		個人	所得税、消費税及び地方消費税
4	商業登記簿謄本	法人に限る。	
5	身分証明書	個人に限る。	
6	財務諸表	法人	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
		個人	所得税確定申告時の貸借対照表、損益計算書又は収支内訳書
7	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。	
8	委任状	競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。	
9	金沢市入札参加申請登録票		

#### 第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。

2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が

別に定める期間とします。

#### 第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

#### 第7 経過措置

- 1 廃止前の平成19年告示第274号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

### ●金沢市告示第271号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する役務等（コンサルタント業務、建物管理業務、樹木等管理業務、賃貸借業務及びその他委託業務をいう。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期、方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成22年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成19年告示第275号（役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）は、廃止します。

平成21年12月1日

金沢市長 山 出 保

#### 第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

#### 第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する者とします。

- (1) 次の表の左欄に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（右欄に記載のないものについては、それぞれ同表の左欄に掲げる業務を行うことができる者を右欄に定める者とします。）

業務の種類		者	
(1) コンサルタント業務	ア 測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者	
	イ 建築（設備）コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者	
	ウ 土木コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	エ 地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	オ 補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
(2) 建物管理業務	ア 清掃等業務	清掃業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定による当該事業に係る登録を受けている者
		空気環境測定業務	
		貯水槽清掃業務	
		ねずみ等防除業務	

イ 浄化槽清掃等業務	浄化槽清掃業務	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による金沢市長の浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による金沢市長の浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業の許可を受けている者
	浄化槽保守点検業務	金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第2条第1項の規定による金沢市長の浄化槽保守点検業者の登録を受けている者
ウ 警備業務	機械警備業務	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受け、かつ、同法第40条の規定により石川県公安委員会に機械警備業の届出書を提出した者
	その他警備業務	警備業法第4条の規定による警備業の認定を受けている者。ただし、同法第9条の規定による届出を必要とする者にあつては、石川県公安委員会に届出書を提出した者
エ 設備運転監視業務		
オ 設備保守点検業務	消防設備保守点検業務	消防法（昭和23年法律第186号）第17条の7の規定による消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者又は消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防設備点検資格者を有する者
	電気設備保守点検業務（高圧）	電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2及び平成15年経済産業省告示第249号の要件に該当する者
	電気設備保守点検業務（低圧）	
	空調設備保守点検業務	
	ボイラー設備保守点検業務	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第35条の規定によるボイラー整備士免許の交付を受けている者又はボイラー整備士免許の交付を受けている者を有する者
	エレベーター設備保守点検業務	建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定による1級建築士、2級建築士若しくは昇降機検査資格者又は1級建築士、2級建築士若しくは昇降機検査資格者を有する者
	自動ドア設備保守点検業務	
カ その他建物管理業務		業務の種類に応じて市長が別に定める者
(3) 樹木等管理業務		
(4) 賃貸借業務		
(5) その他委託業務	ア 情報システム開発業務	
	イ 労働者派遣業務	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けてい

		る者及び同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出書を提出した者
ウ	ホームページ作成業務	
エ	データ入力業務	
オ	会場設営業務	
カ	印刷業務	
キ	マイクロフィルム撮影業務	
ク	各種コンサルタント業務	地域計画等コンサルタント業務を行う者
ケ	その他業務	業務の種類に応じて市長が別に定める者

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日（以下「提出日」という。）までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

### 第3 入札参加資格の審査事項

- 1 入札参加資格の審査は、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項について行うものとします。

- (1) 本市内に本店を有する者 客観的事項及び主観的事項
- (2) 本市外に本店を有する者 客観的事項

- 2 客観的事項は、次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 第2の(1)の表の(1)に規定する者 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年建設省厚第50号）に規定する事項

- (2) 第2の(1)の表の(2)、(4)及び(5)に規定する者 次に掲げる審査項目

- ア 営業年数
- イ 完成業務高
- ウ 自己資本額
- エ 自己資本比率
- オ 流動比率
- カ 従業員数

- (3) 第2の(1)の表の(3)に規定する者 次に掲げる審査項目

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値
- イ 樹木等管理業務に係る完成業務高

- 3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 業務成績評点
- (2) 指名停止状況
- (3) 優良業務の表彰実績
- (4) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (5) 金沢市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (6) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況、同法第13条に規定する基準適合一般事業主の認定状況及び金沢市「子育てにやさしい企業認証」の取得状況
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況、金沢市正社員転換促進奨励金の交付状況及び金沢市中小企業雇用安定化奨励金の交付状況
- (8) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

### 第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦偶数年の1月8日から同月25日までに資格審査申請書を市長

に提出してください。

2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。

(1) 客観的事項 西暦奇数年（資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦奇数年に限る。以下同じ。）の10月1日の直前の営業年度の終了の日

(2) 主観的事項 西暦奇数年の12月31日

4 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。

(1) 第2の(1)の表に規定する者（共通）

書類番号	添付書類	摘 要	
1	使用印鑑届・委任状	委任状は、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。	
2	国税に係る納税証明書	法人	法人税、消費税及び地方消費税
		個人	所得税、消費税及び地方消費税
3	営業所一覧表	金沢市内に本店のみを有する者にあつては、提出を省略することができる。	
4	商業登記簿謄本	法人に限る。	
5	営業経歴書、身分証明書	個人に限る。	
6	財務諸表	法人	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
		個人	所得税確定申告時の貸借対照表、損益計算書又は収支内訳書
7	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。	
8	業務実績調査		
9	総括表		
10	主観的事項に関する調査票	金沢市内に本店を有する者に限る。	
11	役員の兼務及び資本関係調査	法人に限る。	
12	金沢市入札参加申請登録票		

(2) 第2の(1)の表の(1)に規定する者

ア 技術職員名簿等

イ 希望業務調査票

(3) 第2の(1)の表の(2)に規定する者

ア 技術職員名簿等

(4) 第2の(1)の表の(3)に規定する者

ア 総合評定値通知書（国土交通大臣又は都道府県知事に対して総合評定値の通知の申請を行っていない者にあつては、提出は不要とします。）

(5) 第2の(1)の表の(4)に規定する者

ア 取扱品目調査票

(6) 第2の(1)の表の(5)カに規定する者

ア 印刷物取扱調査票

#### 第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。

2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が

別に定める期間とします。

#### 第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の(1)の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

#### 第7 経過措置

- 1 廃止前の平成19年告示第275号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

#### ●金沢市告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年12月1日

金沢市長 山 出 保

#### 1 名称

俵町町会

#### 2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

#### 3 区域

町の名称	地 番
俵町	子20番地1を除く全域

#### 4 主たる事務所

金沢市俵町ヲ甲29番地

#### 5 代表者の氏名及び住所

山内 進  
金沢市俵町ヲ甲29番地

#### 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

#### 7 代理人の有無

なし

#### 8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

#### 9 認可年月日

平成21年12月1日

#### ●金沢市告示第273号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年12月1日

金沢市長 山 出 保

#### 1 名称

戸室新保町会

#### 2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

- 3 区域  
戸室新保全域
- 4 主たる事務所  
金沢市戸室新保口327番地
- 5 代表者の氏名及び住所  
太田 善乃臣  
金沢市戸室新保口327番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日  
平成21年12月1日

●金沢市告示第274号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年12月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 名称  
中山町町会
- 2 規約に定める目的  
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域  
中山町全域
- 4 主たる事務所  
金沢市中山町ハ2番地
- 5 代表者の氏名及び住所  
福村 政則  
金沢市中山町ハ2番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日  
平成21年12月1日

●金沢市告示第275号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年12月1日



- 1 名称  
小豆沢町町会
- 2 規約に定める目的  
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域  
小豆沢町全域
- 4 主たる事務所  
金沢市小豆沢町ニ187番地
- 5 代表者の氏名及び住所  
前田 悟  
金沢市小豆沢町ニ187番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日  
平成21年12月1日

●金沢市告示第276号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年12月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 名称  
戸室別所町会
- 2 規約に定める目的  
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域

町の名称	地 番
戸室別所	全域
俵町	子20番地1

- 4 主たる事務所  
金沢市俵町子20番地1
- 5 代表者の氏名及び住所  
荒井 庄三  
金沢市俵町子20番地1
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし

- 8 規約に定めた解散の事由  
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日  
平成21年12月1日

## ●金沢市告示第277号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年12月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 名称  
湯谷原町町会
- 2 規約に定める目的  
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域  
湯谷原町全域
- 4 主たる事務所  
金沢市湯谷原町ユ16番地甲
- 5 代表者の氏名及び住所  
南 勇有  
金沢市湯谷原町ユ16番地甲
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日  
平成21年12月1日

## 公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年12月1日

金沢市長 山 出 保

金沢市安原中央土地区画整理組合

就任した理事

氏 名	住 所	就 任 年 月 日
増川 将昭	金沢市福増町南325番地	平成21年11月12日
西田 正雄	金沢市上安原町446番地	平成21年11月12日
中川 直一	金沢市中屋町東147番地	平成21年11月12日
堀 嘉忠	金沢市中屋町東142番地	平成21年11月12日
山田 善夫	金沢市福増町北71番地	平成21年11月12日
池田 正嗣	金沢市福増町南281番地	平成21年11月12日

米森 昇	金沢市福増町北1390番地2	平成21年11月12日
中川 和昭	金沢市中屋町東93番地	平成21年11月12日
中西 幸司	金沢市中屋1丁目98番地	平成21年11月12日
木谷 久夫	金沢市上安原町南58番地	平成21年11月12日
池田 昭一	金沢市上安原町474番地	平成21年11月12日
前田 慎一	金沢市上安原町472番地	平成21年11月12日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成21年12月1日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
25	石川総合管理 株式会社	金沢市畝田西3丁目187番地	平成21年11月12日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を廃止したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年12月1日

金沢市長 山 出 保

廃止した道路の位置等

廃止年月日	道 路 の 位 置		
	地 番	幅員 (m)	延長 (m)
平成21年11月20日	金沢市二口町ニ6番1及び7番1	4.00	28.30
		4.00	33.70
		4.00	26.60

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成21年12月1日

金沢市長 山 出 保

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市桜町854番1から854番6まで	道路 金沢市桜町854番4	金沢市浅野本町2丁目5番25号 株式会社 宅建地所 代表取締役 荒木宣夫

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成21年12月1日

金沢市長 山 出 保

## 監 査 公 表

## ●金沢市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成21年12月1日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	玉	野	道
金沢市監査委員	中	西	利雄

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象の団体名、所在地及び所管・関係局課

団体名	所在地	所管・関係局課
財団法人 金沢市スポーツ事業団	金沢市泉野出町3丁目8番1号	市民局 市民スポーツ課 都市整備局 緑と花の課
財団法人 金沢文化振興財団	金沢市柿木畠1番1号	都市政策局 文化交流部 文化政策課 都市整備局 緑と花の課

## 2 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、玉野 道、中西利雄

## 3 監査の範囲

平成20年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた平成21年度及び平成19年度以前の事務を含む。）

## 4 監査の期間

平成21年9月1日から同年11月16日まで

## 5 監査の方法

監査は、補助金等を受けている団体の当該補助金等に係る収支の会計経理が適正か、出資団体の事業の運営が出資目的に沿って行われているか及び公の施設の管理を行わせている指定管理者の当該管理に係る事務が適正かを主眼として実施した。

監査にあたっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、抽出により事業の実施状況、経営成績、財政状態及び経理状況について調査を行うとともに、関係帳票の照合、通査及び関係職員から説明を聴取した。

また、施設の管理等状況について管理を行わせている施設の一部を実査した。

## 主な監査帳票

財団法人 金沢市スポーツ事業団	総勘定元帳、支出負担行為何書、収入伝票、支払伝票、振替伝票、普通預金通帳、寄附行為、会計規程、処務規程、公の施設の管理に関する協定書
財団法人 金沢文化振興財団	総勘定元帳、歳入調定簿兼収入原簿、支出負担行為何書、収入伝票、支払伝票、振替伝票、普通預金通帳、寄附行為、財務規程、事務処理規程、公の施設の管理に関する協定書

## 6 団体の概要

## (1) 金沢市スポーツ事業団

## ア 設立及び目的

金沢市の体育・スポーツの普及振興を図り、体育施設を広く市民の利用に供し、心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に昭和56年9月に設立された。

## イ 本市との関係

- (ア) 基本金の出資状況  
基本財産10,000千円（うち、本市出資額10,000千円、出資割合100%）
- (イ) 補助金の交付状況（平成20年度）  
金沢市スポーツ事業団運営費補助金等 83,315千円
- (ウ) 指定管理の状況

施 設 名
※金沢市総合体育館、金沢市営城北市民体育館、 金沢市営城南市民体育館、金沢市営城東市民体育館、 金沢市営城西市民体育館、金沢市営森本市民体育館、 金沢市営浅野川市民体育館、金沢市営中央市民体育館、 金沢市額谷ふれあい体育館、金沢市営西部市民体育会館、 ※金沢市鳴和台市民体育会館、※金沢市営総合プール、 金沢市西部市民憩いの家、※金沢市営東金沢スポーツ広場、 金沢市営城北市民テニスコート、金沢市営西金沢テニスコート、 金沢市営西金沢少年運動広場、金沢市営大徳テニスコート、 金沢市営城東テニスコート

※印は、実査を行った施設である。

(2) 金沢文化振興財団

ア 設立及び目的

金沢市が有する伝統文化の継承と振興を図ることをもって、本市における市民生活の充実と文化都市としての発展に寄与することを目的に昭和63年7月に設立された。

イ 本市との関係

- (ア) 基本金の出資状況  
基本財産20,000千円（うち、本市出資額20,000千円、出資割合100%）
- (イ) 補助金の交付状況（平成20年度）  
金沢文化振興財団運営事業補助金 85,991千円
- (ウ) 指定管理の状況

施 設 名
金沢市立中村記念美術館、金沢くらしの博物館、 金沢市立安江金箔工芸館、※金沢ふるさと偉人館、 ※泉鏡花記念館、※金沢湯涌夢二館、金沢蓄音器館、 ※前田土佐守家資料館、室生犀星記念館、 徳田秋聲記念館、金沢市老舗記念館、金沢文芸館、 旧高峰家・旧検事正官舎、松声庵

※印は、実査を行った施設である。

第2 監査の結果

補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められた。

出資団体の事業の運営は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

指定管理者の管理に係る事務は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項等があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、団体事務局長及び所管課長等に通知し改善を促したので、記述を省略した。

財産の管理について

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

【財団法人 金沢文化振興財団】

避難訓練について、消防査察の際に未実施を指摘されているにもかかわらず、実施していない施設が一部に見受けられるので、早急に行う必要がある。

## 【都市政策局 文化交流部 文化政策課】

避難訓練の実施について、適時適切に指導監督を行う必要がある。

[改善意見(改善が望まれる事項)]

## 【都市政策局 文化交流部 文化政策課】

施設の維持管理について、一部の施設において改修・点検等の記録を網羅した台帳や図面等が整備されていないので、長期耐用性の確保とライフサイクルコストの低減を図り、指定管理者に施設を管理させるための基礎資料として、整備することが望まれる。

## 公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第5条第1項の規定により、平成21年12月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成21年12月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
537	丸一設備	金沢市福久町ト37番地5

## ◎正 誤

○平成13年3月30日付け金沢市公報号外第11号の12

頁	箇所	誤	正
12	上から21行目	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           1回/月  1回/年         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           1回/年         </div>

平成21年(2009年)12月1日 印刷

発行人

金 沢 市

平成21年(2009年)12月1日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)